**２　大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する研修と市町村への支援**

**（１）大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する相談支援専門員の専門コース別研修**

地域の相談支援の中核として活動している相談支援専門員が、スーパービジョンやファシリテーション等の専門的な技術を習得し、地域の相談支援の充実に向けたマネジメントや地域の相談支援専門員を支援できるようスキルアップを図るため、大阪府障がい者自立相談支援センターでは、府域の課題や制度の動向等を踏まえた以下のとおりの専門コース別研修を実施しています。

①　基礎コース

大阪府での取組みをはじめ、障がい分野に対する基礎的な知識を獲得することで、相談支援専門員として障がい特性に応じ適切な支援を行うための専門的知識の再確認や、今後相談支援専門員として従事する際に障がい特性に応じて適切な支援を行うための専門的知識を獲得することを目的として実施しています。

②　テーマ別研修

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ることを目的として実施しています。（テーマ例：地域移行・地域定着支援、児童発達支援など）

③　指導者養成（ファシリテーション）コース

新カリキュラムでの相談支援従事者初任者研修における演習課程を模擬体験していただきます。また、従来のファシリテーターの役割に加えて新たに求められるファシリテーターの機能や意義への気づきを促す内容の研修を目的とし、今後、地域の中核となる人材の養成のために実施しています。

**（２）市町村に対する支援**

**①　相談支援の関係機関の役割分担**

基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援及び体制整備や社会資源の開発等といった役割について、地域の実情に応じて、それぞれの相談支援機関が役割分担をして機能を持つことが必要です。

そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要があります。

市町村には、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意しなければなりません。

**②　府内の状況把握及び先行事例等の紹介**

市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、大阪府としては、市町村の実態を調査等により把握し、課題を抽出するとともに、各市町村における取り組みの先行事例について市町村間で共有する機会を確保することが必要です。

そのためには、先行事例を集約し、工夫点等を取りまとめて市町村に周知することに加え、市町村や基幹相談支援センター等の職員を対象に情報交換の機会を設けることが有効と考えられます。

特に、基幹相談支援センターに対しては、現時点では設置されて間もないセンターが多い中、地域の相談支援の中核的役割を果たせるように、大阪府が先行事例やノウハウ等を共有する機会を創出するなどのバックアップ機能を発揮していく必要があります。

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会では、「地域における相談支援体制について～地域連携による個別支援と地域づくり～」（平成29年度）を取りまとめ、基幹相談支援センター・自立支援協議会の先行事例の紹介や相談支援体制の整備に向けた市町村及び大阪府の役割を提示しています。

また、サービス等利用計画の評価を行う際の視点・しくみについて検討した「大阪府サービス等利用計画サポートツール」（平成28年度）を作成しています。

市町村がこれらを活用して相談支援体制の整備を図り、円滑に事業を推進していけるように、大阪府からも働きかけていくことが必要です。

**③　障がい者相談支援アドバイザーの派遣**

大阪府では、障がい者相談支援アドバイザー派遣事業により、障がい者等の相談支援に関し実務経験豊富なアドバイザーを派遣し、各市町村の基幹相談支援センター等に対するスーパーバイズや地域自立支援協議会の活性化など市町村及び地域の相談支援体制の充実強化を目指した助言等を実施しています。

アドバイザーの派遣申込みにあたって、市町村が自らアドバイスを求めるに至る背景・課題等の整理を行うことで、市町村の強み・弱みを分析する「地域診断」の一助となることが期待されます。

大阪府においては、これらの取組みを通して、市町村が地域の実情に合わせた相談支援体制を整備し、地域のネットワークを構築して相談支援専門員を支えることにより、相談支援のさらなる向上を図り、障がい者等の暮らしを支えていけるよう、バックアップ支援を行うことが求められます。

**④　地域自立支援協議会情報交換会の実施**

大阪府では、各地域自立支援協議会の運営状況や課題を共有すること、地域課題や対応策に関する情報交換により取組みを活性化すること、地域協議会・大阪府・障がい者相談支援アドバイザー間の「顔の見える関係」を構築すること等を目的とした「地域自立支援協議会情報交換会」（以下、「情報交換会」という）を実施しています。

情報交換会では、例えば人口規模別や課題別にグループ分けを行うこと等により、普段かかわりのない地域間での交流を図るとともに、活発な情報交換を促すなど運営上の工夫をしています。

大阪府としては、各市町村や基幹相談支援センターがこれらの交流を通じて、他の地域の運営状況や課題を共有し、それらを参考として、それぞれの実情に応じた取組みを推進することにより、障がい者の多様なニーズに応じたきめ細やかな支援が実現できるよう働きかけていくことが必要です。

**⑤　市町村障がい福祉担当の新任職員研修の実施**

大阪府では、障がい者自立相談支援センターにおいて、市町村障がい福祉担当の新任職員を対象に、「市町村障がい福祉担当新任職員研修」（以下、「新任職員研修」という）を実施しています。(大阪市・堺市除く）

新任職員研修では、相談支援の基本姿勢、計画作成の意義を知るとともに、実際に「相談支援従事者初任者研修」の演習内容を体感するカリキュラムもあります。

大阪府としては、この研修の実施により、市町村の新任職員に相談支援の果たす役割や理念、相談支援専門員の業務を理解してもらい、「地域づくり」を官民協働で実現できる市町村障がい福祉担当職員の育成をめざしています。